

工事発注案件におけるダンピング防止対策の強化について

公共工事におけるダンピング対策は、以前から国が自治体に対して要請している事項です。

令和6年には、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる担い手3法が改正されました。厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少が著しい建設業において、現場の担い手を確保するための対策強化が進められています。

杉並区においても、これまで低入札価格調査の実施や最低制限価格の見直しなど、ダンピング対策を講じてきましたが、さらなるダンピング対策を進めるため、令和8年度から以下のとおり制度の見直しを行います。

1 総合評価方式における価格点の算出方法の変更

総合評価方式においては、工事成績や配置予定技術者の資格・実績、地域貢献等を点数化した施工能力評価点と入札価格を基にした価格点の合計点が最も高い者を落札者として決定しています。このうちの価格点の算出については、低入札調査基準価格を下回っても価格点が上昇する算出方法になっており、価格競争に近い結果となっています。

総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた事業者を評価して落札者とすることにより、ダンピングを防止し、品質確保と不良・不適格業者の排除を目的としています。

今後、総合評価方式の実効性を高めるため、低入札調査基準価格を下回った場合には価格点が低下していく算出方法へ変更します。

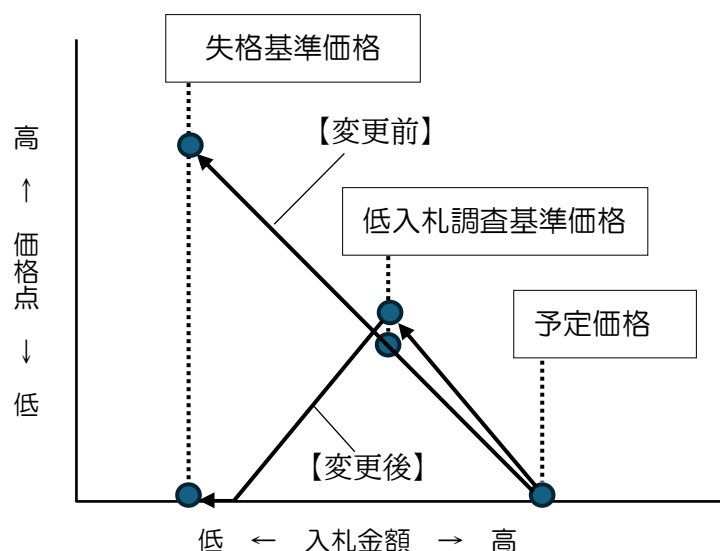
(1) 価格点の算出方法の変更内容

変更前：90×（1-入札価格÷予定価格）

変更後：低入札調査基準価格以上の場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

低入札調査基準価格未満の場合

$$100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})$$
$$- \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})\}$$


上記変更後計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を0点とします。

【現行計算式と新計算式の比較例】

予定価格 50,324,000 円
低入札調査基準価格 45,465,501 円

				現行計算式			新計算式				
業者	施工能力 評価点	申込価格	予定 価格比	価格点	総合点	順位	新計算式	価格点	総合点	順位	低入調査
A	20.00	39,300,000	78.0%	19.71	39.71	1	-2.597174	0	20	4	
B	20.00	39,778,000	79.0%	18.86	38.86	2	-1.647329	0	20	4	
C	20.00	39,815,000	79.1%	18.79	38.79	3	-1.573806	0	20	4	
D	18.50	40,000,000	79.4%	18.46	36.96	4	-1.206188	0	18.5	7	
E	20.00	43,700,000	86.8%	11.84	31.84	6	6.1461688	6.14	26.14	3	
F	23.50	45,652,725	90.7%	8.35	31.85	5	9.2824	9.28	32.78	1	対象外
G	22.50	47,424,278	94.2%	5.18	27.68	7	5.7621056	5.76	28.26	2	

2 単価契約に係る最低制限価格の設定方法の変更

総価契約案件における最低制限価格等の設定率と単価契約案件における最低制限価格の設定率に乖離がある状態となっていることから、この乖離を解消しダンピング対策を強化するため、単価契約の最低制限価格設定方法を変更します。

(1) 最低制限価格設定方法の変更内容

全業種対象を対象として、業種ごとの総価契約における最低制限価格設定率を参考にして最低制限価格を設定する。

【参考】

最低制限価格等の基準額の算定式（総価契約）

$$\text{基準額} = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 + \text{ガス工事費} + \text{発生材費等売却費}) + \text{消費税及び地方消費税相当額}$$

3 適用開始時期

令和8年度案件から適用（年度開始前に入札を実施する案件を含む）。